（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省・財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （会計の原則等の特例） **第二条**　機構法附則第八条第五項に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条中「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十七条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、「「通信・放送開発金融関連業務」という。）」とあるのは「「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。	**附　則** （会計の原則等の特例） **第二条**　機構法附則第九条第二項に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条中「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十七条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、「「通信・放送開発金融関連業務」という。）」とあるのは「「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」と、第三条第一項、第四条及び第六条から第十七条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

附　則

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。